

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・一般競争入札の参加者の資格等（4件）
- 長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生について（2件）
- ・種畜証明書の有効期間の延長
- ・保安林の指定（4件）
- ・保安林の指定の解除
- ・保安林の指定の予定
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）
- ・指名競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

スマート県庁推進課
文化振興・世界遺産課
漁 業 振 興 課
畜 産 課
林 政 課
//
//
砂 防 課
教育環境整備課

◎ 公 告

- ・一般競争入札の実施（4件）
- ・測量の実施
- ・測量の終了（3件）

スマート県庁推進課
建 設 企 画 課
//

◎ 公安委員会告示

- ・警備員等に対する検定の実施（2件）

生活安全企画課

◎ 雑 報

- ・一般競争入札の実施

長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第234号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する業務

県南振興局ネットワーク構築業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税を滞納している者
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年5月2日までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 個人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 誓約書（様式第1-1号）

キ 委任状（様式第1-2号）

ク 見積参加申請書（様式第1-3号）

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県総務部スマート県庁推進課

〔電話〕095-895-2235

〔長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページアドレス〕

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/johoka-it/system-nyusatsu/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を

定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に定める様式とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「情報システム開発等の競争入札参加資格審査申請（定期）」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第235号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する業務

インターネットファイアウォール等機器の賃貸借及び運用保守

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年5月2日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の

更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第236号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する業務

サーバールーム等セキュリティシステムの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年5月2日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第237号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約

2 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者でない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及びその審査

- (1) 2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
- (3) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 経営状況

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和7年5月16日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。また、長崎県総務部スマート県庁推進課のホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 入札参加に係る指名停止に関する誓約書（様式第6号）

ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

コ その他知事が必要と認める書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）

（電話）095-895-2233（直通）

（長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページ）<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

7 資格の有効範囲

この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格

者にその旨を通知する。

長崎県告示第238号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 観光振興課関係						別表（第2条関係） 観光振興課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1及び2 略						1及び2 略					
3	ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業補助金	ユニバーサルツーリズムを推進する団体、福祉関連事業者及び観光関連事業者と連携し、持続可能な受入体制を構築することで、高齢者、障害者等を対象とした誘致拡大を図る。	長崎県ユニバーサルツーリズムセンターの運営等事業	略		3	ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業補助金	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県ユニバーサルツーリズムセンターの運営等事業 (2) 車椅子貸出、入浴介助等ネットワーク構築等事業	略		
4及び5 略						4及び5 略					
6	宿泊施設インターンシップ受入支援事業費補助金	宿泊事業者が行う外国人材の活用に向けた取組を支援することで、宿泊施設における人手不足の解消を図る。	補助対象者が実施するインターンシップ受入にかかる経費	2分の1以内	略	6	宿泊施設インターンシップ受入支援事業費補助金	宿泊事業者が行う外国人材の活用に向けた取組を支援することで、宿泊施設における人手不足の解消を図る。	2分1以内	略	
インバウンド推進課関係						国際観光振興室関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～3 略						1～3 略					
4	長崎県国際定期航空路線運航拠点継続支援金	航空会社の県内拠点（支社又は支店。ただし空港内事務所を除く。以下同	長崎空港発着の国際定期航空路線を運航する航空会社の県内拠点1箇所あたり600万円とする。	令和3年7月1日時点における航空会社の県内	航空会社	4	長崎県国際定期航空路線運航拠点継続支援金	航空会社の県内拠点（支社又は支店。ただし空港内事務所を除く。以下同	令和3年7月1日時点における航空会社の県内	航空会社	

物産ブランド推進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	長崎県県産品振興事業補助金	大都市圏等における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図る。	補助対象者が実施する <u>物産展の開催に要する経費</u>	略	
3	長崎県産酒魅力発信事業補助金	長崎県産酒の普及を促進することにより、地域経済の活性化を図る。	補助対象者が実施する <u>長崎県産酒の魅力向上に要する経費</u>	<u>2分の1以内</u> 。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	略

国際課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2	略				

じ。)の継続に係る支援を行い、長崎空港発着の国際定期航空路線の維持に資する。

拠点数を基準とする10分の10以内の額。

物産ブランド推進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	長崎県県産品振興事業補助金	大都市圏等における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図る。	補助対象者が実施する <u>次に掲げる取組に要する経費</u> (1) 物産展の開催に要する経費 (2) 「e-ながさきどっとこむ」を活用した物産展の開催に要する経費	略	
3	長崎県産酒魅力発信事業補助金	長崎県産酒の普及を促進することにより、地域経済の活性化を図る。	補助対象者が実施する <u>次に掲げる取組に要する経費</u> (1) 長崎県産酒の魅力向上に要する経費 (2) 情報発信機能強化に要する経費	(1) <u>3分の2以内</u> (2) <u>10分の10以内</u> 。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	略

国際課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2	略				
3	海外技術研修員受入機関交	本県と密接な関係のある国から研修員を受け	補助対象者が実施する <u>研修員の研修に要する経費</u>	予算の <u>範囲内</u> で知事が定め	研修員を受け入れる企業及

3～7 略

8	日中友好交流都市中学生卓球交歓大会参加補助金	「日中友好交流都市中学生卓球交歓大会」への参加を通して、本県と中国との交流促進を図る。	日中友好交流都市中学生卓球交歓大会への参加に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県日中親善協議会
9	被爆80年事業補助金	被爆80年に合わせ、発信力が高い団体等の活動を支援することで、国内外に向けた平和発信を強化し、核兵器廃絶を求める機運醸成や被爆者なき次代を担う平和人材育成を促進する。	補助対象者が実施する核兵器廃絶を求める機運醸成や次代を担う平和人材育成等に資するイベントの開催等に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額とする。	知事が適当と認める団体等

スポーツ振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県民スポーツ大会開催費補助金	広く県民各層のスポーツを振興して、その普及及び発展と競技力の向上を図り、併せて県民の健康を増進し、明朗な県民性を養うことを目的とする。	長崎県民スポーツ大会の開催に必要なと認める経費	略	

付金	入れ、その国の技術発展に寄与する人材を育成するとともに、本県との国際交流を推進する。	る額	び研究機関等
----	--	----	--------

4～8 略

9	LA Nagasaki-kai創立35周年記念式典開催補助金	記念式典の開催を支援することにより、LA Nagasaki-kaiの活性化および本県との交流促進を図る。	LA Nagasaki-kai創立35周年記念式典開催に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	LA Nagasaki-kai
---	--------------------------------	--	-----------------------------------	----------------	-----------------

スポーツ振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県民体育大会開催費補助金	広く県民各層のスポーツを振興して、その普及及び発展と競技力の向上を図り、併せて県民の健康を増進し、明朗な県民性を養うことを目的とする。	長崎県民体育大会の開催に必要なと認める経費	略	
2	スポー	Jリーグ	Jリーグクラブ	2分の	県立施

					<u>ツ・夢づくり推進事業費補助金</u>	<u>ラブの県立総合運動公園陸上競技場（以下「県立施設」という。）の利用料金（広告物の掲出及び行為の許可（駐車場）に係るものを除く。以下同じ。）の減免相当額を支援することにより、当該クラブの経営の安定を図り、スポーツを活用した地域の活性化の推進を目的とする。</u>	<u>の県立施設の利用に伴う四半期ごとの利用料金</u>	<u>1 以内</u>	<u>設の指定管理者</u>
					<u>3 及び 4 略</u>				
<u>2 及び 3 略</u>									
<u>4</u>	<u>長崎県プロスポーツクラブ活動支援事業補助金</u>	<u>プロスポーツクラブが実施する地域貢献活動等を支援することで、県民のシビックプライドの醸成、地域の賑わい創出等を目的とする。</u>	<u>補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費</u> <u>(1) 地域貢献活動に要する経費</u> <u>(2) 県民のホームゲーム観戦を促進するために要する経費</u>	<u>2 分の 1 以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額とする。</u>	<u>株式会社 V・ファレン長崎、株式会社長崎ヴェルカ</u>				
<u>5</u>	<u>ながぶらディックウォーク事業費補助金</u>	<u>ノルディックウォーキングイベントや教室を開催することで、ノルディックウォーキングを県内に普及し、県民のスポーツ実施率を向上させる</u>	<u>ノルディックウォーキングのイベントや教室の開催に必要と認める経費</u>	<u>予算の範囲内で知事が定める額</u>	<u>一般社団法人健康長寿日本一ながさき研究所</u>				

		ことを目的とする。		
観光振興課及びインバウンド推進課共通				
1 及び 2 略				

		ことを目的とする。		
観光振興課及び国際観光振興室共通				
1 及び 2 略				

長崎県告示第239号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

長崎市茂木加入区

長崎県告示第240号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

志々伎加入区

長崎県告示第241号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定による令和7年度定期種畜検査において、有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定により有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町荒川郷字久宇良225の11、225の61
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
平戸市野子町字清水2646、2655
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市美津島町黒瀬字大壇164の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市豊玉町横浦字新横浦384の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新横浦384の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ387の16・387の19・387の26・387の31・388の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
五島市奈留町船廻字矢神墓ノ上154の1、154の2、156、157の1から157の3まで、157の5、字大窄162の1、166の2から166の6まで、209の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字矢神墓ノ上154の1・154の2・156・157の2・157の5（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字大窄166の3・166の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、166の2
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第248号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県壱岐振興局建設部において縦覧に供する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			しめのお（2）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	壱岐市	郷ノ浦町東触		800番13の一部、800番2の一部、800番6の一部、795番の一部、794番の一部

長崎県告示第249号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			西北（5）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	西北町		162番18、163番1の一部、163番13、170番2、171番、172番

長崎県告示第250号

長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防用設備等点検業務に係る契約の締結が見込まれるので、指名競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務の種類

長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に基づく消防用設備等の点検業務

2 指名競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）

(2) 次のアからカのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 乙種消防設備士第1類から第7類以上の資格を有していない者

(6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(7) この告示の日の前日に長崎県内に本社（店）又は支店等を有しない者

3 指名競争入札参加者の資格及び審査

(1) 指名競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

4 指名競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等**(1) 申請の時期**

この告示の日から令和7年5月14日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、この告示の日から10に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請書は、申請書に次の書類を添え、10に掲げる場所に提出すること。郵送（書留郵便による。令和7年5月14日必着）も可。

ア 法人にあっては登記簿謄本

イ 個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 県内に本社（店）を有しない者にあっては、指名競争入札参加申請書（様式第4号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書等は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき資格を取得したときから令和10年5月31日までとする。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第7号）を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。

(2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。

(3) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

10 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

（電話）095-894-3323

(様式第1号)

整理番号

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に基づく消防設備等の点検業務に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

登録番号					
------	--	--	--	--	--

本社

0	0
---	---

郵便番号				—				
所在地								
フリガナ								
商号又は名称								
フリガナ								
代表者職氏名	印							
電話番号					FAX番号			

支社

--	--

郵便番号				—				
所在地								
フリガナ								
商号又は名称								
フリガナ								
代表者職氏名	印							
電話番号					FAX番号			

(次のいずれかの番号を○で囲むこと。)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 法人にあつては、登記簿謄本
- 2 個人にあつては、次のア及びイ
 - ア 身元（分）証明書
 - イ 成年後見登記制度における登記事項証明書
又は、登記されていないことの証明書
- 3 営業に必要な許可、認可等を証する書類
- 4 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 5 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び
地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 6 印 鑑 届（様式第2号）
- 7 口座振替申込書（様式第3号）
- 8 指名競争入札参加申請書（様式第4号）
※県内に本社（店）を有しない者のみ提出

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうえは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

2 財務関係明細書（法人用）

貸 借 対 照 表

年 月 日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買 掛 金	
売 掛 金		短期借入金	
有価証券		未 払 金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前 払 金		その他流動負債	
短期貸付金			
未 収 金		固 定 負 債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固 定 資 産			
有形固定資産		負 債 の 部 合 計	
土 地			
建物・構築物		資 本	の 部
機械・運搬具		資 本 金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法 定 準 備 金	
		資本準備金	
無 形 固 定 資 産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰 余 金	
		任意積立金	
投 資 等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		（当期利益）	
繰 延 資 産		そ の 他	
		資 本 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負債・資本の部合計	

損 益 計 算 書

(年 月 日から 年 月 日まで)

単位：円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益 [(ア) - (イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益 [(ウ) - (エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益 [(オ) + (カ) - (キ)]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(カ) 税引前当期利益 [(ク) + (ケ) - (コ)]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益 [(カ) - (シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益 [(ス) + (セ)]	

3 営業概要書（法人用）

(1) 前2カ年の損益状況

	売 上 高 (A)	売 上 総 損 益 (売上高－売上原価)	当 期 利 益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 事 業 年 度	千円	千円	千円	千円
基 準 年 度				

(注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。

2 基準年度欄は、基準年度（財務関係明細書作成年度）の実績を記入すること。

(2) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
総 従 業 員 数					
支社等の従業員数	()	()	()	()	()

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己 資 本 額	区 分	資 本 金	資 本 金 準 備 金	利 益 準 備 金	任意・別途 積 立 金	当 期 未処分利益	計
	直前の事業年度						
	基 準 年 度						

(4) 財務比率

売 上 高 当期利益率	当 期 利 益 千円 売 上 高 千円	$\times 100 =$	%
固 定 長 期 適 合 率	固定資産計 千円 固 定 負 債 + 自己資本計 千円	$\times 100 =$	%
流 動 比 率	流動資産計 千円 流動負債計 千円	$\times 100 =$	%

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営 業 年 数	創 業 年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※年月数は基準日（申請書を提出する日の属する月の初日）の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

契 約 の 相 手 方		発 注 者 コ ー ド	契 約 金 額 (千円)	契 約 年 月 日
名 称	所 在 地			
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
合 計				

- (注) 1 長崎県内の分について記入すること。
2 所在地は、市町村のみ記入すること。
3 発注者コード A・・・長崎県
B・・・他の都道府県
C・・・民間企業等
4 契約金額は、千円未満を切り捨てて千円単位で記入すること。

(7) 県内の本社、支社又は営業所等

営 業 所 等 名	従業員数 (人) 総数 (うち資格者)	所 在 地	電 話 番 号
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

- (注) 1 本社を含めて長崎県内にあるすべての支社又は営業所等について記入すること。
2 従業員数欄のカッコ内には、資格を有する者の人数を記入すること。
3 この欄に記入することによって、入札、契約等の権限が生ずるものではない。

(8) 有資格者名簿

[illegible]

(注) 1 長崎県内の業務に係る全従業員について記載すること。

- 資格を証する免状の写しを添付すること。

2 財務関係明細書（個人用）

貸 借 対 照 表

年12月31日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金		支払手形	
当座預金		買 掛 金	
定期預金		短期借入金	
その他の預金		未 払 金	
受取手形		前 受 金	
売 掛 金		預 り 金	
有価証券		その他流動負債	
棚卸資産			
前 払 金		固 定 負 債	
貸 付 金		長期借入金	
その他の流動資産		その他固定負債	
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地			
建物・建物附属設備			
機械装置・車両運搬具		引 当 金	
工具・器具・備品		貸倒引当金	
その他有形固定資産		そ の 他	
無 形 固 定 資 産			
電話加入権			
その他無形固定資産		事業主借	
		元 入 金	
繰 延 資 産		所得金額（損益計算書の(ス)）	
繰延費用			
事業主貸			
資 産 の 部 合 計		負債・資本の部合計	

損 益 計 算 書 （ 年1月1日から 年12月31日まで）

単位：円

経常損益	
(ア) 売上金額（雑収入含む）	
(イ) 売上原価（差引原価）	
(ウ) 差引金額（売上総損益）〔(ア) - (イ)〕	
(エ) 経費	
(オ) 差引金額〔(ウ) - (エ)〕	
各種引当金・準備金等	
(カ) 繰戻額等〔(キ) + (ク)〕	
内訳 (キ) 貸倒引当金	
(ク) その他	
(ク) 繰入額等〔(コ) + (カ) + (シ)〕	
内訳 (コ) 貸倒引当金	
(カ) 専従者給与	
(シ) その他	
(ス) 所得金額（青色申告特別控除前）	
〔(オ) + (カ) - (ク)〕	

3 営業概要書（個人用）

(1) 前2カ年の損益状況

	売 上 金 額 (A)	売 上 総 損 益 (売上金額－売上原価)	所 得 金 額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 年	千円	千円	千円	千円
基 準 年				

(注) 1 直前事業年欄は、基準年の直前1年間の事業年の実績を記入すること。

2 基準年欄は、基準年（財務関係明細書作成年）の実績を記入すること。

(2) 従業員数（代表は除く。）

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合 計 人
	総 従 業 員 数				
	支店等の従業員数	()	()	()	()

(注) 支店等の従業員数は支店等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己資本額	区 分	事業主借（貸）	元 入 金	所 得 金 額	計
	直 前 の 事 業 年				
	基 準 年				

(注) 事業主借（貸）は、（事業主借－事業主貸）を記入する。

(4) 財務比率

売 上 高 当期利益率	$\frac{\text{所得金額}}{\text{売上金額}} \times 100 = \quad \%$
固 定 長 期 適 合 率	$\frac{\text{固定資産計}}{\text{固定負債} + \text{自己資本計}} \times 100 = \quad \%$
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産計}}{\text{流動負債計}} \times 100 = \quad \%$

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営 業 年 数	創 業 年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※年月数は基準日（申請書を提出する日の属する月の初日）の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

契 約 の 相 手 方		発 注 者 コ ー ド	契 約 金 額 (千円)	契 約 年 月 日
名 称	所 在 地			
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
合 計				

- (注) 1 長崎県内の分について記入すること。
2 所在地は、市町村のみ記入すること。
3 発注者コード A・・・長崎県
B・・・他の都道府県
C・・・民間企業等
4 契約金額は、千円未満を切り捨てて千円単位で記入すること。

(7) 県内の本社、支店又は営業所等

営 業 所 等 名	従業員数 (人) 総数 (うち資格者)	所 在 地	電 話 番 号
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

- (注) 1 本社を含めて長崎県内にあるすべての支店又は営業所等について記入すること。
2 従業員数欄のカッコ内には、資格を有する者の人数を記入すること。
3 この欄に記入することによって、入札、契約等の権限が生ずるものではない。

(8) 有資格者名簿

[illegible]

(注) 1 長崎県内の業務に係る全従業員について記載すること。

2 資格を証する免状の写しを添付すること。

4 委 任 状

商号又は
名 称

私は、 役 職 名 を代理人と定め下記権限を

氏 名

委任します。

1 見積・入札・契約締結の件

2 業務の受託・代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登 録 番 号

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので
届け出ます。

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

(様式第3号)

登録番号

口座振替申込書

長崎県知事 大石 賢吾 様

年 月 日

長崎県との契約に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

〔預金口座〕 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

銀行 ()	支店 出張所	預金 種別	預金種別 1：普通 2：当座 3：別段
口座番号（右詰で記入）	口 座 名 義 人 （漢字）		

〔付記〕 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 （カタカナ）																		

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

所 在 地

金融機関名

印

(様式第4号)

年 月 日

指名競争入札参加申請書

長崎県知事 大石 賢吾 様

住 所 _____

会社名 _____ 印

代表者 _____ 印

貴県が実施する指名競争入札に参加したいので、 年 月 日現在の県内支店の従業員数等について下記のとおり報告します。

また、資格の有効期間中に県内支店を廃止した場合や従業員の雇用の実態がなくなった場合は速やかにその事実を報告します。

なお、本書に記載した内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 県内支店における従業員等の雇用状況（代表者を除く常勤の従業員数を記載してください。（パート、アルバイトは含まない。））

常勤の従業員数 _____ 人

- 2 直近の決算年度の県税（事業税、県民税）の納付状況

_____ 円

（注）指名競争入札参加申請書は、県内に本社（店）を有しない者のみ提出すること。

(様式第5号)

資格審査結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代 表 者 氏 名 様

長崎県知事 大石 賢吾

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社（所、店）の参加

下記のとおり資格がある
資格を審査した結果、
資 格 が な い

ものと決定しました。

記

1 登 録 番 号

2 登 録 年 月 日 年 月 日

3 登録品目（業種） 長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に
基づく消防用設備等の点検業務

4 有 効 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

(様式第6号)

登 録 番 号

資格審査申請事項変更届

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

T E L ・ F A X

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び 変更年月日	変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

(様式第7号)

競争入札参加資格変更審査申請書

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けをもって決定通知のあった競争入札参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて変更審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更のあった事項

変更前

変更後

2 変更の理由

3 その他

公 告

一般競争入札の実施（公告）

情報システム開発等の契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
県南振興局ネットワーク構築業務委託
- (2) 業務の仕様等
要求仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和9年3月26日まで
- (4) 履行場所
長崎県総務部スマート県庁推進課及び長崎県県南振興局
- (5) 入札の方法
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。
 - ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に基づき、システム開発に係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年5月19日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2235

（提出期限）令和7年5月2日17時00分

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1
(名称) 長崎県総務部スマート県庁推進課
(電話) 095-895-2233
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課
(期日) この公告の日から令和7年5月19日17時00分まで
なお、県のホームページから入手することもできる。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
(提出場所) 5の部局等とする。
(受領期限) 令和7年5月29日17時00分(必着)
(提出方法) 郵便(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。)で行う。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。
- 10 開札の場所及び日時
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(日時) 令和7年5月30日14時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札件名の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:
Outsourcing of Kennan Development Bureau Network Construction Services.
- (2) Fulfillment period:
From the date when contract is concluded through March 26, 2027

- (3) Fulfillment place:
As in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender by registered Mail:
5:00 pm. May 29, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
2:30 pm. May 30, 2025
- (6) Point of contact:
Information Technology Division,
Smart Prefecture Development Division,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2233

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

インターネットファイアウォール等機器の賃貸借及び運用保守

- (1) 借入物品
要求仕様書による。
- (2) 借入物品の特質等
要求仕様書による。
- (3) 借入期間
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（60月）
- (4) 納入場所及び条件
要求仕様書による。
- (5) 入札の方法

ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づ

き排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年5月19日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

(提出期限) 令和7年5月2日17時00分

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(電話) 095-895-2233

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(期日) この公告の日から令和7年5月19日17時00分まで

なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(提出場所) 5の部局等とする。

(受領期限) 令和7年5月29日17時00分(必着)

(提出方法) 郵便(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。)で行う。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の場所及び日時

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(日時) 令和7年5月30日14時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了

の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(14) 代理人が入札したとき。

(15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。

(18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Contract for lease, operation and maintenance of Internet Firewall and related equipment.
- (2) Lease period:
December 1, 2025 through November 30, 2030
- (3) Delivery place:
As in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender by registered Mail:
5:00 pm. May 29, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
2:00 pm. May 30, 2025
- (6) Point of contact:
Information Technology Division,
Smart Prefecture Development Division,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2233

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

サーバーーム等セキュリティシステムの賃貸借及び保守

- (1) 借入物品
要求仕様書による。
- (2) 借入物品の特質等
要求仕様書による。
- (3) 借入期間
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（60月）
- (4) 納入場所及び条件
要求仕様書による。
- (5) 入札の方法

ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設

備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入に係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年5月19日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和7年5月2日17時00分

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（場所）長崎県総務部スマート県庁推進課

（期日）この公告の日から令和7年5月19日17時00分まで

なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

（提出場所）5の部局等とする。

（受領期限）令和7年5月29日17時00分（必着）

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）で行う。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の場所及び日時

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（日時）令和7年5月30日13時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Contract for lease and maintenance of security devices and related equipment for server rooms, etc.
- (2) Lease period:
December 1, 2025 through November 30, 2030
- (3) Delivery place:
As in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender by registered Mail:
5:00 pm. May 29, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 pm. May 30, 2025
- (6) Point of contact:
Information Technology Division,
Smart Prefecture Development Division,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2233

一般競争入札の実施（公告）

令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 名称
令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約
- (2) 仕様等
要求仕様書による。
- (3) 利用期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (4) 履行場所
要求仕様書による。
- (5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、「令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約 仕様書」に応じた利用期間全てにおける回線利用料金の総額とすること。この調達契約は、落札者の料金体系に応じた単価契約とするため、入札書と合わせて、入札書記載金額の算出根拠が確認できる内訳書と料金体系表を添付すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、3回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（令和7年長崎県告示第237号）に関する必要な資格を得ている者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、令和7年長崎県告示第237号に定める審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）

（電話）095-895-2233

（提出期限）令和7年5月16日

4 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、提供しようとする電気通信役務が使用を満たしていることを証する機能証明書を作成し、令和7年5月20日午後5時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）

（電話）095-895-2233

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和7年5月16日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。また、長崎県総務部スマート県庁推進課のホームページから入手可能である。

長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）

（受領期限）令和7年5月29日（木）午後5時00分

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）で行う。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

(日時) 令和7年5月30日 午前10時00分開始

(場所) 長崎県庁 行政棟4階 401会議室(長崎市尾上町3番1号)

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)を次の3段階に区分し判断すること。

a 3,000万円以上

b 1,000万円以上3,000万円未満

c 1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)を次の3段階に区分し判断すること。

a 3,000万円以上

b 1,000万円以上3,000万円未満

c 1,000万円未満

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき(機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。)

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委

任状の代理人の印影でない場合を含む。)。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。

- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札名称の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased on unit-price contract:
SIM (Subscriber Identity Module) Cards for closed network system in Nagasaki Prefectural Government telework platform: 2,773
- (2) Delivery period:
October 1, 2025
- (3) Delivery place:
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. May 29, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 a.m. May 30, 2025
- (6) POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION:
Smart Prefecture Development Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2233

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市岐宿町小川原	令和7年4月18日から 令和7年10月23日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県北振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市横手町	令和7年3月26日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、寺脇土地改良区理事長から公共測量（寺脇地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市岐宿町	令和7年3月19日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（3級基準点測量及び水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和7年3月17日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月18日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
交通誘導警備業務 1 級

- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員

- (1) 日時

令和7年7月23日（水）午前9時から午後6時までの間

- (2) 場所

福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (3) 検定予定人員

5人

- 3 受検資格

受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- (2) 長崎県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 4 検定試験内容

- (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 5 検定申請の手続

- (1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和7年5月12日（月）から同月16日（金）まで。	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中でであっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者

本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 次に掲げるいずれかの書面 1通

(ア) 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

(イ) 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

14,000円

(2) 納付方法

検定申請時に納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

この検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

8 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

長崎県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月18日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 検定を行う警備業務の種別及び区分ごとの試験の別、日時及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和7年8月7日（木）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和7年8月28日（木）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務2級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和7年8月7日（木）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和7年8月29日（金）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定予定人員

各区分とも5人

3 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和7年5月12日（月）から同月16日（金）まで。	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中でであっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

- a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
- b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通

- a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
- b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面
- (オ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 空港保安警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

- a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
- b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(エ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

各区分とも16,000円

(2) 納付方法

検定申請時に納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学ICカード（学生証・職員証）発行システム等一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

長崎県立大学ICカード（学生証・職員証）発行システム等一式

(2) 委託業務の特質等

入札説明書等による。

(3) 納入期限

令和7年9月30日

(4) 設置場所

長崎県立大学佐世保校（長崎県佐世保市川下町123）及びシーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1）

(5) 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) この公告の日から7の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格申請について

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年5月19日（月）午後5時までとする。なお、提出は、大学の休日を除く午前

9時から午後5時の間とする。(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」と記載)は、この公告の日から(4)に掲げる場所において配布するほか、長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。

<https://sun.ac.jp/tender/>

(3) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格(以下「県資格」という。)を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届(様式第2号)

エ 口座振替申込書(様式第3号)

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届(様式第2号)

カ 口座振替申込書(様式第3号)

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(4) 競争入札参加資格申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電話) 0956-47-2191

(5) 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第5号)を提出しなければならない。

① 商号又は名称

② 所在地

③ 代表者

④ 資本金(法人の場合)

⑤ 使用印鑑

⑥ 委任事項

⑦ 金融機関取引口座

⑧ 電話番号

(6) 資格の取消し等

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる設置しようとする機器の機能等証明書を令和7年5月19日(月)午後5時までに、13の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和7年5月13日(火)午後5時までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 入札説明書は、この公告の日から13に掲げる場所において配布するほか、長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。 <https://sun.ac.jp/tender/>

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和7年5月27日(火) 14時00分開始

(場所) 長崎県立大学佐世保校1号館(本部棟) 特別会議室

入札当日が悪天候(大雨、大雪等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に13の部局に確認すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

9 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、7の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者

を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

12 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書等による。

13 当該入札に関する問い合わせ先

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地 1

(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課企画広報グループ

(電話) 0956-47-5856

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥